

2019年12月23日

福祉局長 出海 健次 様

大阪市職員労働組合民生支部
支部長 俳山 世紀

2020年度適正な業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

行政業務に見合う業務執行体制の確立は、市行政の円滑な推進や市民サービスの低下をきたさない観点から必須である。また、業務執行体制の変更については、「仕事と人」の慎重な関係整理と、それに見合った要員配置が必要である。

いずれにしても、2020年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条にもとづいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うので、交渉事項として誠意を持って対応するよう求める。

記

1. 2020年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。

2. 恒常的に繁忙状況が生じている職場が固定化しており、数年来、超過勤務時間数も大幅な改善が見られない状況である。「仕事と人」の関係整理のうえで、要員配置を含む措置はもちろんのこと、従前の手法を見直し、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。

3. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。

4. 一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう対応し、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。

5. 2020年4月から新たに設置される「会計年度任用職員」については、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置す

ること。また、制度趣旨に則した予算確保を行うこと。

6. 「大規模災害」にかかる行政対応については、体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性のある初動体制を確保すること。また、被災自治体への支援について、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。

7. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、交渉・協議を行うこと。

8. 勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を、適切な方法で提供すること。

以 上